

行政不服審査法の改正に伴う情報公開条例の改正について

平成 26 年 6 月 13 日に行政不服審査法が、制定以来 50 年ぶりに抜本的に改正され、平成 28 年に施行される見込みとなっております。これに伴い、群馬県情報公開条例の規定について所要の改正を行うことが必要となります。

第 1 行政不服審査法の改正概要

1 改正法の公布・施行

平成 26 年 6 月公布、公布後 2 年以内に施行

2 改正の趣旨

①公正性の向上、②使いやすさの向上の観点から、昭和 37 年の制定以来 50 年ぶりに抜本的改正を行うもの

3 改正の主なポイント

(1) 公正性の向上

ア 審理員制度（処分に関与しない職員による審理手続）の導入

イ 第三者機関（行政不服審査会）への諮問手続の導入

(2) 使いやすさの向上

ア 審査請求に一元化…異議申立てを廃止し、手続保障の水準が向上

イ 審査請求期間の延長…60 日間から 3 ヶ月間に延長

ウ 審理の迅速化…標準的な審理期間を定める努力義務

第 2 条例改正(案)について

1 審理員制度の適用除外

- 現行制度において、すでに「公正性」が担保されている場合には、行政不服審査法（以下「法」という。）の改正により新たな審理員制度を導入する必要性は低い
ため、法においても審理員の指名を要しない場合の規定を盛り込んでいます。

【参考】行政不服審査法

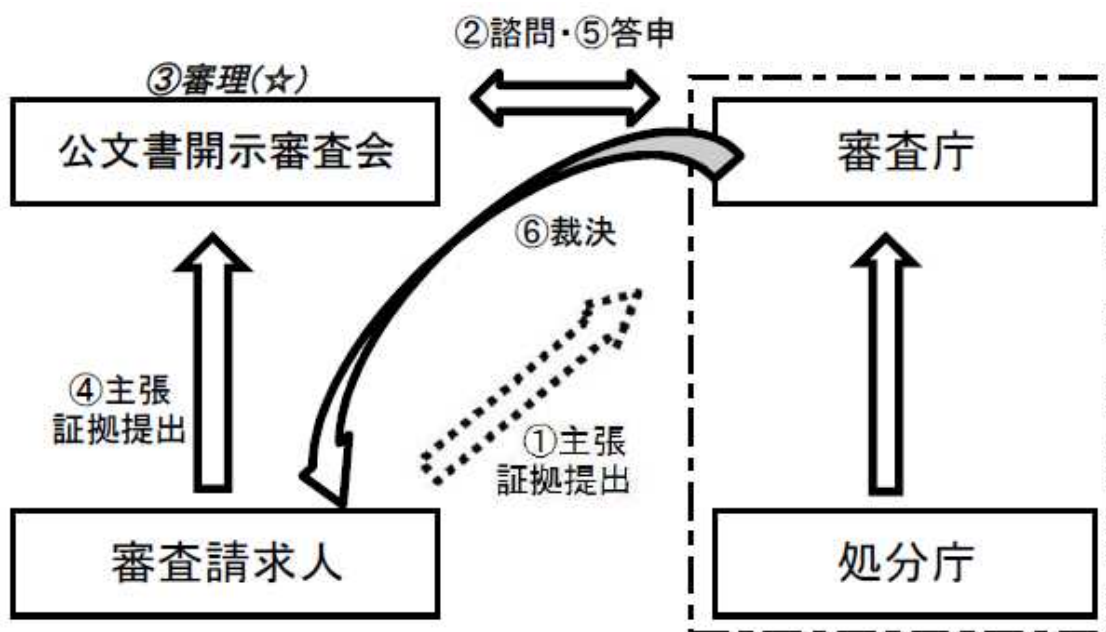
第 9 条 …審査請求がされた行政庁…は、審査庁の所属する職員…のうちから第三節に規定する審理手続…を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等…に通知しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第 24 条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

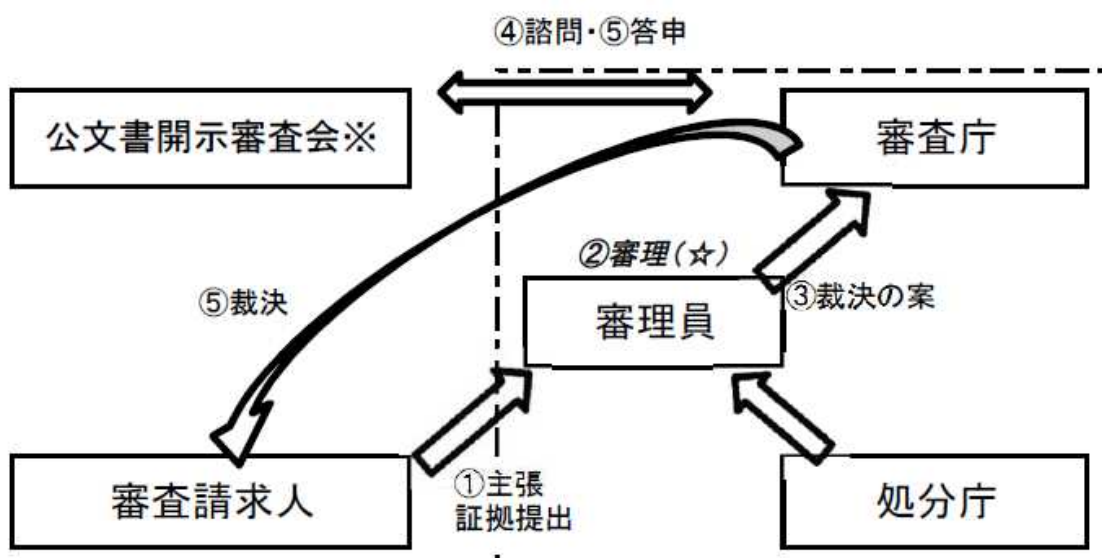
【 検討事項 】

そこで、情報公開条例に基づく処分に対する不服申立てについて、法改正に伴い法第9条第1項ただし書の規定の「条例に特別の定め」を置くことにより『審理員制度を導入しないで現行制度を基本』とするのか、あるいは『審理員制度を導入』するのかを検討する必要があります。

●『現行制度を基本とした場合の審査請求』



●『審理員制度を導入した場合の審査請求』



※ここでの第三者機関としての主な役割としては、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックすることであり、実質審理は基本的には審理員が行う。

- 現在、情報公開条例に基づく処分に対する不服申立てについて、当該不服申立てを受けた全ての実施機関に対し、原則として、公文書開示審査会への諮問を義務づけています。これは、実施機関が行った開示決定等に対して行う不服申立ての決定等の際して、公文書開示審査会の審理を求めることにより、当該不服申立ての審査の公正さを保つためのものであります。
- なお、公文書開示審査会は、優れた識見を有する者で構成された諮問機関であります。開示決定等に係る公文書を直接見分した上で判断するインカメラ審理の権限をもって開示の可否を判断するなど、現行制度において、すでに実質的な審理を行っているところです。また、これまで公文書開示審査会は157件（平成27年10月30日時点）の不服申立て事件の答申実績を積み重ねており、着実に判断の蓄積がされてきているところです。
- そのため、「公正性の向上」に関する法改正の趣旨は、すでに現行の制度において実現されていると共に、今後も公文書開示審査会がこれまでの経験を生かして実質的に審理を行うことこそ望ましい形であると考えます。
- なお、国の情報公開・個人情報保護審査会においても、審理員制度を適用除外として既存の審査会を活用していくこととしています。

【改正（案）】

審理員制度（改正法第9条第1項の規定）を適用除外として、既存の公文書開示審査会において審理を行うこととする。

2 開示請求に係る不作為についての審査請求を諮問対象とするか。

- 不作為についての審査請求は、改正法により迅速な処分を促すことにとどまらず、申請に対して一定の処分をすべきか否かについての審理も求めるものになりました。その意味では、処分についての審査請求と機能面で類似することになります。
- そこで、一定の処分をすべきか否かについての審理を求められる改正法の下においては、不作為についての審査請求も公文書開示審査会の審理を経た上で裁決を出すことが望ましいと考えます。

【改正（案）】

開示請求に係る不作為についての審査請求を諮問対象とする。

3 上記1、2のほか、審査請求の手続について、改正法に即した手続を執行するために所要の改正を行います。

(1) 提出資料の写しの送付等について、以下の改正を行います。

- ア 現行では、公文書開示審査会審議要領第 15 条第 1 項及び第 2 項において、意見書や資料の提出時に他の不服申立人等の閲覧に供することについての異議の有無を確認し、特段異議がない場合にはその写しを送付する取扱いとしていたことから、この取扱いを条例上で明確にすることとします。
- イ 改正法第 38 条第 1 項や第 78 条第 1 項において、提出された資料が電磁的記録である場合の閲覧方法が明確化されたことを踏まえ、電磁的記録の場合の取扱いを明確化します。
- ウ 提出のあった意見書又は資料について審査請求人等が閲覧を行う場合には、公文書開示審査会は、その日時及び場所を指定することができることとします。

(2) その他、不服申立構造の見直しに伴い「不服申立て」を「審査請求」に改めるなどの所要の改正を行います。

4 施行の時期

- 施行日は、改正法の施行日（平成 26 年 6 月 13 日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日）と同日を予定しています。
- なお、施行日前になされた処分又は請求に係る不作為に係るものについては、従前の例によることとします。

○行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号） 抄

（審理員）

第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第三節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- 一 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会
 - 二 内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関
 - 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関
- 2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。
- 一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
 - 二 審査請求人
 - 三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
 - 四 審査請求人の代理人
 - 五 前二号に掲げる者であった者
 - 六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - 七 第十三条第一項に規定する利害関係人
- 3 審査庁が第一項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員（第二項各号（第一項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第一号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、前項において読み替えて適用する第三十一条第一項の規定による審査請求人若しくは第十三条第四項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、前項において読み替えて適用する第三十四条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第三十五条第一項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第三十六条の規定による第二十八条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

（不作為についての審査請求の裁決）

第四十九条 不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

- 2 不作為についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

- 3 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。
 - 一 不作為庁の上級行政庁である審査庁当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。
 - 二 不作為庁である審査庁当該処分をすること。
- 4 審査請求に係る不作為に係る処分に関し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。
- 5 前項に規定する定めがある場合のほか、審査請求に係る不作為に係る処分に関し、他の法令に関係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が第三項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

○群馬県公文書開示審査会審議要領（平成18年5月22日審査会決定） 抄

（提出された意見書等の取扱い）

- 第15条 審査会又は部会は、不服申立人等から条例第32条の規定による意見書又は資料（以下本条において「意見書等」という。）の提出を受ける場合には、当該不服申立人等に対し、その提出した意見書等を他の不服申立人等の閲覧に供することについての異議の有無を確認する。
- 2 審査会又は部会は、前項の規定により意見書等を閲覧に供することについての異議の有無を不服申立人等に確認した結果、異議がない旨の回答のあった意見書等については、他の不服申立人等に対し、速やかに、様式第11号の書面を添えて、その写しを送付する。ただし、次に掲げる場合その他当該他の不服申立人等の閲覧に供する必要がない場合には、この限りでない。
 - (1) 審査会に提出された資料が、当該他の不服申立人等の作成に係るものである場合
 - (2) 審査会に提出された資料が、当該他の不服申立人等において既に取得しているものである場合
 - (3) 審査会に提出された資料が、開示された公文書である場合
 - 3 前項の規定にかかわらず、同項の意見書等の写しの送付は、様式第12号の2の書面により合わせて行うことができる。
 - 4 審査会又は部会は、第1項の規定により意見書等を閲覧に供することについての異議の有無を不服申立人等に確認した結果、異議がある旨の回答のあった意見書等については、他の不服申立人等に対し、当該意見書等の提出があった旨並びにその件名及び提出者を様式第12号の書面により通知する。ただし、これらの各事項を通知することにより第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他これらの各事項を通知しないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
 - 5 条例第33条の規定による意見書等の閲覧の求めが不服申立人等からあった場合に、それを承認する旨の決定をしたときは、当該不服申立人等に対し、当該意見書等の写しを交付することにより、閲覧の実施に代えるものとする。
 - 6 前項の場合において、当該意見書等を提出した不服申立人等から当該意見書等を他の不服申立人等に閲覧させることに異議がある旨の申出がされているときは、当該異議の申出をした不服申立人等に対し、他の不服申立人等に書面により当該意見書等の写しを交付する旨を通知するものとする。

なお、当該通知と第4項の通知との間には、少なくとも2週間を置かなければならない。
 - 7 条例第33条の規定による意見書又は資料の閲覧の求めが不服申立人等からあった場合に、それを拒む旨の決定をしたときは、当該不服申立人等に対し、書面により、その旨を通知する。